

再交付用

沖縄県ちゅらパーキング利用証
再交付申請書

申請日： 年 月 日

沖縄県知事 様

以下のとおり、沖縄県ちゅらパーキング利用証の再交付を申請します。

申請者 (交付対象者) (〒 -) 住所： 氏 名： 生年月日： 年 月 日 電話番号：

※ 申請者が未成年の場合、その他代理人による申請の場合は、裏面の「代理人申請欄」の記入をお願いします。

利用証交付番号	—		
利用証の種類	☐ 車いす使用者用（赤） ☐ その他の障害者・高齢者等用（緑） ☐ 妊産婦、その他の方用（ルヅ）【有効期間： 年 月 日まで】		
再交付の理由	☐ 紛失 ☐ 破損 ☐ 汚損 ☐ その他（ ）		
歩行困難等の状況	☐ 障害、病気等のため、歩行が困難である。 ☐ 障害、病気等のため、移動の際に特別な配慮が必要である。		
該当する交付基準 ※該当する項目の□にチェックを入れてください。	☐ 身体障害	☐ 視覚障害 ☐ 1級 ☐ 2級 ☐ 3級 ☐ 4級	
		☐ 平衡機能障害 ☐ 3級 ☐ 5級	
		☐ 肢体不自由 ☐ 上肢 ☐ 1級 ☐ 2級 ☐ 下肢 ☐ 1級 ☐ 2級 ☐ 3級 ☐ 4級 ☐ 5級 ☐ 6級 ☐ 体幹 ☐ 1級 ☐ 2級 ☐ 3級 ☐ 5級	
		☐ 脳原性運動機能障害 ☐ 上肢 ☐ 1級 ☐ 2級 ☐ 移動 ☐ 1級 ☐ 2級 ☐ 3級 ☐ 4級 ☐ 5級 ☐ 6級	
		☐ 内部障害 ☐ 心臓 ☐ じん臓 ☐ 呼吸器 ☐ 1級 ☐ 2級 ☐ ぼうこう又は直腸 ☐ 3級 ☐ 4級 ☐ 小腸 ☐ 免疫 ☐ 肝臓	
	☐ 知的障害	☐ A1 ☐ A2	
	☐ 精神障害	☐ 1級	
	☐ 難病患者	病名：	
	☐ 高齢者等	要介護区分 要介護 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	
	☐ 妊産婦	出産予定日： 年 月 日	
	☐ その他の方	必要とする期間： 年 月 日まで	
	車いすの使用状況 ※「車いす使用者用利用証」の再交付を希望される場合は、該当する項目の□にチェックを入れてください。	☐ 移動の際は車いすを常時使用している。 ☐ 肢体不自由（下肢）の1級又は2級 ☐ 肢体不自由（体幹）の1級、2級又は3級 ☐ 脳原性運動機能障害（移動）の1級又は2級 ☐ 高齢者等 要介護3、4又は5 ☐ その他（具体的な状況： ）	

※ 裏面も必ずご記入、ご確認ください。

（※以下は記載不要）

再交付 年月日	年 月 日	交付 番号	—	利用証 種類	☐ 赤色 ☐ 緑色 ☐ オレンジ色	有効 期間	年 月から 年 月まで	交付台帳 入力	済
------------	-------	----------	---	-----------	--	----------	----------------	------------	---

(裏面)

同意事項

私は、「ちゅらパーキング利用証制度」について、次のことに同意し利用証の再交付を申請します。(各項目を理解し、同意された方は、□にチェックを入れてください。)

- ☐ 私は、「ちゅらパーキング協力区画」が満車の場合には、利用証を持っても駐車できないことがあることを理解します。
- ☐ 体調がよい場合や同乗者の介助などにより歩行や車からの乗降が容易となる場合は、必要とする方のために、一般の駐車区画を利用します。
- ☐ 車いすを常時使用する方(赤色の利用証をお持ちの方)は、ドアを全開にしなければ車から乗降できないことを理解し、車いす使用者優先区画は、赤色の利用証を所持している方を必ず優先します。
- ☐ 障害程度の軽減や要介護度の見直し等により交付基準に該当しなくなったとき、有効期間を満了したときは利用証を返却します。
- ☐ 利用証を他人に譲渡、貸与又は利用させることはしません。
- ☐ その他、ちゅらパーキング利用証制度の趣旨を理解し、区画を適正に利用します。

注意事項

- 1 利用証の再交付は、当初に交付を受けた窓口でのみで受け付けています。当初に交付を受けた窓口での再交付申請が困難な場合は、県に郵送で申請してください(下記5参照)。また、当初に交付を受けた窓口が分からない場合は、県障害福祉課(098-866-2190)にご確認ください。
- 2 破損、汚損等で交付済みの利用証がお手元にある場合は、当該利用証を必ず返却してください。
- 3 再申請の際には、確認のためにそれぞれ次の書類(住所・氏名・生年月日・交付基準に該当することが確認できる箇所)を添付してください。
 - (1) 身体障害者・・・・・・身体障害者手帳の写し
 - (2) 知的障害者・・・・・・療育手帳の写し
 - (3) 精神障害者・・・・・・精神障害者保健福祉手帳の写し
 - (4) 難病患者・・・・・・①「特定医療費(指定難病)受給者証の写し」、「医師の診断書等疾病名を確認できるもの及び本人確認書類」、「知事が指定難病にかかっていることを証明する通知書の写し」のいずれか
②特定疾患医療受給者証の写し
③小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
 - (5) 高齢者・・・・・・介護保険被保険者証の写し
 - (6) 妊産婦・・・・・・母子健康手帳の写し ※表紙及び出産(分娩)予定日の記載があるページ
 - (7) その他の方・・・・・・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し ※診断書等は不要
- 4 車いす使用者用利用証の再交付を希望される方で、肢体不自由(下肢1・2級、体幹1～3級)、脳原性運動機能障害(移動1・2級)、高齢者等(要介護3～5)以外の方は、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写しを添付してください。※診断書等は不要
- 5 郵送での再申請の場合は、利用証を郵送するための切手(180円)を同封してください。
郵送申請先：〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課
電話：098-866-2190 FAX：098-866-6916

【代理人申請欄】

代理人が申請する場合は、以下に必要事項を記載の上、代理人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写しを添付してください。

代理人氏名		申請者との続柄	
代理人住所			
代理人電話番号			
確認事項 ※右の項目に該当することを確認の上、□にチェックを入れてください。	☐ 交付対象者の承諾を得ている(又は法定代理人である) ☐ 代理人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写しの提出 ☐ 法務局登記簿の写しの提出(成年後見人、補佐人、補助人の場合)		

※ 記載された個人情報、沖縄県ちゅらパーキング利用証の交付事務に必要な場合のみに使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。